

役員報酬の支給基準について

I. 役員報酬

1. 常勤役員

常勤役員について、年俸制を採用する。

(1) 対象者

理事長、副理事長（学長）、理事

(2) 報酬額の設定

理事長	15,600,000 円
副理事長	15,120,000 円
理事	11,400,000 円以下で理事長が定める額

※ 理事長は、その者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して、必要と認める場合には、上記にかかわらず年俸額を増額し、又は減額することができる。

(3) 報酬への業績の反映

理事長が定めた年俸額は、都留市公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務成績に応じこれを増額し、又は減額することができる。

2. 非常勤役員

非常勤の役員の報酬は、次のとおりとする。

理事	日額 30,000 円
監事	日額 30,000 円

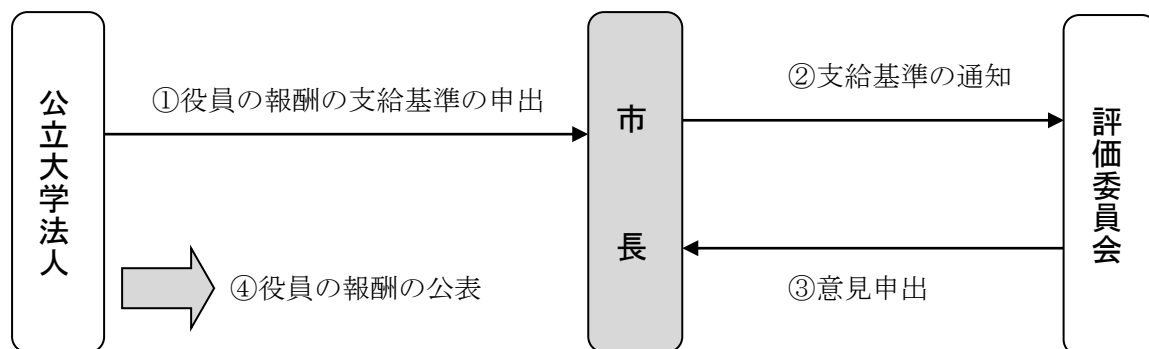
II. 役員退職手当

役員に対する退職手当は、支給しない。

役員報酬の取扱いについて

○市長は、役員報酬について、評価委員会の意見を聴く

(法第 56 条、第 48 条、第 49 条)



地方独立行政法人法

(役員報酬等)

第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職金（以下この条、次条及び第 56 条第 1 項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第 49 条 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員等について準用する。この場合において、第 48 条第 3 項中「実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 (略)